

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会  
第3回古都保存のあり方検討小委員会

平成28年2月4日

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 第3回古都保存のあり方検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてですが、本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は10名中9名でございます。本委員会の議事運営第1に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

ご出席の委員の皆様のご紹介につきましては、座席表の配付をもってかえさせていただきたいと思いますが、今回が初めてのご出席となります委員をご紹介申し上げます。

西村幸夫臨時委員でございます。

【西村臨時委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 また、本日は、歴史まちづくりの取り組みを紹介していただくため、関係自治体の方にご出席いただいております。まず、三重県亀山市長です。

【亀山市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それから、富山県高岡市の都市創造部次長、都市計画課長です。

【高岡市次長】 よろしく申し上げます。

【高岡市課長】 よろしく申し上げます。

【事務局】 次に、資料の確認でございますが、お手元に一覧表をお配りしておりますので、そちらでご確認いただければと思いますが、資料1から資料6-2、参考資料1から4をお配りしております。ご確認をいただきまして、不足がございましたらお申しつけください。

それでは、議事に進みたいと思います。なお、ご発言をしていただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただいて、ご発言の終了後にはスイッチをオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

これからの議事進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】 おはようございます。本日は、年度末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。また、亀山市及び高岡市の皆様方には遠方よりご足労いただきましてありがとうございます。本日、歴史まちづくりについてご発表いただけるということで、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事1の資料説明として、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 景観・歴史文化環境整備室課長補佐でございます。資料2から5までまとめてご説明をさせていただきます。

まず、資料2の審議の進め方についてでございます。6回を予定している今回の審議会の小委員会ですけれども、今回が3回目、2月4日ということで、歴史まちづくりに係る発表をいただき、発表を踏まえた自由討議となっております。4回目を3月、5回目を5月、

取りまとめとなる6回目を、6～7月ごろに開催させていただく予定となっております。

続きまして、資料3の第2回の小委員会におけるご指摘事項等についてでございます。時間が限られておりますので、ポイントだけということになりますけれども、(1)から(4)まで、(1)は地域特性に沿った自然的環境の変化への対応、(2)は歴史的風土保存区域等のマネジメントについて、めくっていただいて、(3)で関係機関や関連施策との連携について、その他として(4)にまとめております。(4)の丸4つ目に外国人観光客についての話がありますが、歴史まちづくりの認定都市でもある京都や金沢の話もここで出てきておりますけれども、そんなところをこれからご説明させていただいたり、事例をお伺いするということになっていくかと思っております。

続きまして、資料4の「歴史まちづくりの効果と課題」と題して、横使いの資料を配付させていただきます。

まず、古都保存の小委員会で歴史まちづくりを議論いただくという背景となっている過程でございます。法律の検討過程でございますけれども、平成15年の4月に今後の古都保存のあり方いかにあるべきかということで、大津の古都指定の話など含めて諮問がなされました。その後、平成17年、19年と、古都保存行政を全国展開していこうという小委員会や、歴史的風土の保存・継承の小委員会を設置させていただいて、下から2つ目の囲みでございますが、「国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を」とありますように、こういったことを進めていこうという答申をいただいております。こういったものを受けて、最後の囲みでございますが、平成20年の5月に、「歴史まちづくり法」と呼んでいます「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が公布されております。

めくっていただいて、歴史まちづくり法の概要についてでございます。法の目的は、歴史的風致の維持・向上を図るとなっておりますけれども、その歴史的風致とは何かと申しますと、地域の固有の歴史や伝統を反映した人々の活動、下線が引いてある「人々の活動」とその活動が行われる歴史上価値の「高い建造物」やその周辺の市街地が一体となって形成してきた「良好な市街地の環境」というもので、国で基本方針をつくりまして、これを受けて市町村で歴史的風致維持向上計画というものを策定いただきます。その中に重点区域として国指定の文化財あるいは選定の伝建地区などを中心とした歴史的風致というものを設定いただいて、これを認定するというスキームになっております。これに対して、各事業による重点的な支援と書いてありますけれども、補助対象の拡充などな措置をとっているという状況でございます。

次の3ページをご覧くださいますと、国の指定・選定の文化財を中心とした計画イメージとございますが、基本として、文化財を中心として周りのまちづくりも高めていこうというものでございます。

次の4ページをご覧くださいますと、主な支援措置として、交付金であるとか補助金の計画認定を受けたときの支援措置というものがございます。分かりやすい、あるいは使われているものとしては、1番の街なみ環境整備事業でございますが、2つ目の丸に下線が引いてございますように、計画上で歴史的風致形成建造物の位置づけをしたものに対しては、買い取り、移設、修理・復原等が補助対象に追加になってきます。2番の都市公園の事業では、古墳、城跡、遺跡、それらの復原などが補助対象追加になるという拡充や支援がございます。

次のページでは、計画の特徴として、実際に市町村の方々、認定を受けられた方あるいは策定をされている方から聞いた点を5点まとめております。1つは、1番にございますとおり、文化財保護法に基づく支援だけではなく、その周辺環境まで支援が行われるということで、まち全体として歴史的風致の維持・向上がなされるというところ。2番として、各都市における歴史まちづくりのよりどころが示されることになると。計画に基づいたまちづくりというものが推進できますというところ。3番ですけれども、成り立ち・人口規模・歴史資源、それぞれ全く異なる多種多様な都市が認定を受けて歴史まちづくりを推進いただいているというところ。4番目は、先ほどの1番目の文化財保護法の話とも関連をしますけれども、「文化財部局」と「まちづくり部局」が連携していく庁内体制が整備されていくというところ。5番目は、先ほど申したような特別な支援が行われるという点に特徴がございます。

次の6ページでございますけれども、現在の認定状況ということで、平成20年から始まって7年強たったところで、51都市が認定を受けています。先月1月にも、福島県磐梯町、神奈川県鎌倉市が認定されております。

7ページ以降は、これらのスキームを活用いただいて、計画認定を受けられた都市がどういう状況にあるかについてご説明いたします。

1つは、諮問にもございますような景観面の取り組みというところですが、認定都市の中で8割を超える都市が景観計画の策定あるいは策定の検討をされており、約半数の都市が独自の屋外広告物条例の制定あるいは制定のその検討をされております。景観行政団体、それから景観計画策定の2つの項目に関しましては、それぞれ全国的に見ると、景観行政団体が37%程度、景観計画策定が27%程度なので、そういった意味では、意識が高い市町村の方々が認定されていっている、あるいは、認定後、検討をされているという状況です。それから、屋外広告物条例に関しましては、景観行政団体にお伺いしても2割程度が屋外広告物条例を制定されているという状況ですので、それに比べると55%という数字は高いという状況がございます。

他方で、企業等の景観への意識の高まりということで、山口県萩市の例では、広告の派手さが消えているような運用がされていたり、岐阜県高山市の例では、平成25年に通信施設が撤去されたということで、企業側も意識が高まっているという状況がございます。

次の8ページをご覧くださいますと、景観というだけでもないかもしれませんが、歴史的風致維持向上地区計画というものがございます。都市計画上の地区計画の策定に向けた取り組みをされている例で、福島県白河市でございます。松平定信が作庭した公園の周辺のもともと住居系の用途だったエリアについて、用途を少し緩和し、形態・意匠は制限を強化していこうという取り組みで、今、地区計画を策定しようという取り組みがなされています。用途緩和については、建物の1階部分に白河地域の農産物などを提供する飲食店の立地を誘導するような条例を検討されており、形態・意匠等の制限強化については、屋根や開口部に制限をかけていくことで景観形成を図ろうというようなことを取り組まれています。下の囲みにありますが、歴史まちづくり計画策定都市においては、制度の活用を地域に合わせ展開を図っていただいている事例もありますけれども、まだまだ景観あるいは屋外広告物を対象とした施策というのは取り組みの余地がある都市も見受けられるという状況がございます。

次の9ページをご覧くださいますと、最近、インバウンドの話題は多々出てきますけれど

も、観光面の効果・取り組みについてでございます。広島県の尾道市の例ですが、右のグラフのとおり、平成24年に計画の認定を受けられて、外国人観光客数を伸ばしていらっしゃっております。もちろん、歴史的な町並みだけでなく、しまなみ街道のサイクリングだとか多様な魅力があるまちだとは思いますが、随分と外国人観光客が増えているという効果が出ているまちもでございます。

他方で、言語案内板の設置ということで、青森県の弘前市の例がございます。歴史資源を説明する案内板が日本語のみの記述で、外国人の方には分かりづらいというところもあって、弘前市さんでは、国の支援も活用されながらこれから対策していくこととしております。そういったことを踏まえますと、下の枠にございますが、観光客数の順調な増加が見られる都市というのは多々ございますけれども、さらに誘客に向けて歴史的資産のPRや、観光客増加に対応した受入れ環境、多言語化などの整備の促進という課題も見受けられる状況がございます。

おめぐりいただいて次のページが、その観光や景観に影響のある、歴史的建造物の保全・活用に関する状況についてでございます。石川県の金沢市では、歴史的建造物の減少傾向の下げどまりということで、右のグラフにありますとおり、平成11年から歴史的建造物が、これは戦前の建築物ということですが、減り続けております。歴まちの認定までは年間270棟減少していたものが、認定を受けて、意識の高まりということもあって年間約140棟の減少に、やはり減ってしまうことはありますが、下げどまりになってきている状況がございます。

下の例は、歴史的建造物を保全・活用している佐賀県の佐賀市さんの例でございます。MI N T O機構の資金拠出を受けながら、民間が所有されている歴史的建造物をファンドの助成で改修をされています。改修後は、例えばひな人形を置いてイベント開催をされるなどうまく活用されているという例で、建造物を公有化していくことが難しい中で、民間のお力を借りてという例でございます。

次の11ページに滋賀県の長浜市さんの例がございます。これは市独自の取り組みとして、町家再生型まちなか居住プロジェクトということで、家族住まいには規模が大きく、住まい手がなかなか見つからなかった町家があったそうです。これに対して、投資・運営のモデル事業として、まちづくり会社が主体となってシェアハウスを整備して、今、賃貸を行われていると伺っています。そうやって活用されている例もありますが、下の丸にありますように、歴史まちづくりの担当者会議に先だって、課題と感じている点を担当者に伺ってみると、歴史的建造物をどうしていくかということが課題と感じていらっしゃいます点として多かったという結果でした。10月に会議をやりましたが、歴史的建造物の滅失そのものへの対応や、管理手法をどうしていくかなどについて、課題の共有や対応方針の議論を行いました。

そういうことを踏まえますと、建造物に関しましては、財政的な面から歴史的建造物の公有化に限界というものがあある中で、民間が活用して所有し続けるような支援策を実施されている例や、NPOがうまく活用されているという例を聞きます。そういうことで、建造物の減少が下げどまりという都市もありますけれども、やはり歴史的建造物そのものの減少が続いている、あるいは管理や活用手法で課題となっている状況が見てとれます。

次のページを見ていただきますと、今度はその活用面というか、住民との協働や大学との連携ということで2つの例を挙げています。一つは、歴まちmeetingの発足というこ

とで山形県の鶴岡市さんですけれども、ワークショップを開催されて、古い建物を会場としたイベントを開催する中で、市民の手でこういう歴史まちづくりをより広げていこうということが始まりましてボランティア団体が立ち上がり、建造物の一般公開にお手伝いに入っていらっしゃるという例でございます。

もう一つは、群馬県の甘楽町において、大学と連携をした雄川堰という堰の保全をされているという例です。まちじゅうに堰がありますが、そこを日本大学の研究室と連携してワークショップや現場の見学会を継続的にやって、地域住民の関心が高まっているという例です。

これも、最後の囲みでございますけれども、歴史的資源の保全・活用を通じた協働という取り組みが盛んに進められている都市もでございます。ただ、なかなかそうでもない都市もあると伺っていますので、そういったところ、効果であり、課題なのかなと感じております。

そういった歴史まちづくりですけれども、今、認定意向がある市町村というのはどれぐらいあるかといいますと、125ございます。そのうち青い色の51市町がもう認定を受けられていて、今、赤い文字のところと我々が計画の認定に向けた計画相談を受けているという状況で、黒は意向があるだけという都市でございます。

もう一つご紹介でございますけれども、そういった歴史まちづくりの機運というものを高めていこうということで、全国でブロック単位で、14ページにございますとおり、歴史まちづくりサミットを、認定都市の市長・副市長に出席をいただいで開催をしております。直近でいきますと下の2つですけれども、九州歴史まちづくりサミット、それから近畿歴史まちづくりサミットというのがそれぞれ今年度初開催されていて、その取り組みの輪というものも広がっていているという状況でございます。

資料5でございますが、今の資料4などを踏まえて、今日ご議論いただくなればということで論点の例を示させていただきます。

歴史まちづくりをきっかけに、地域の住民の意識を啓発して、良好な景観形成につなげていく方策、歴史的資源を観光振興に活用するに当たって取り組むべき方策あるいは留意する点、3点目として、歴史的な建造物あるいはそれらを含めた町並みを保全・活用していく上で、地域住民や企業等の力を活用する方策、最後に、サミットの話もございましたけれども、歴史まちづくりの成果などを行政間で共有していったり、あるいはそれを広く国民に普及啓発していくような方策、もっと広げていくような方策というのがあれば、ご議論いただければというところでございます。

駆け足で大変恐縮ですけれども、私からの説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。いろいろご質問あるいは既に論点を挙げていただきましたので、ご意見もおありかと思っておりますけれども、亀山市さん、高岡市さんの発表を聞いた後でご質問あるいは意見交換の時間をとっておりますので、少しお待ちいただければと思います。

それでは、亀山市及び高岡市からの歴史まちづくりの取り組みについてご紹介いただきたいと思っております。最初に亀山市さん、よろしくお願ひいたします。

**【亀山市】** おはようございます。三重県の亀山市、伊勢の国から参りました。今日は大変貴重な古都保存のあり方検討小委員会のこの機会に歴史まちづくりの私どもの取り組みの発表の機会をいただきまして、光栄と思っております。本当にありがとうございます。

それでは、私のほうから、本市の歴史まちづくりに関します取り組みにつきまして、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

亀山市の位置でございますが、ちょうど中部圏と関西圏の結節点に位置づけておりまして、京都にも80キロ、それから三重県でいきますと先ほどお話ありました伊勢志摩サミットの拠点になります伊勢志摩、それから紀州、熊野へのエントランスの役目を果たしてまいりました交通の要衝でございます。近年、「亀山モデル」ということで非常に特徴的な液晶産業の集積という産業政策で、工業都市のイメージが形成されておると思っております。現に工業都市ではあるんですが、あわせて、この歴史まちづくりのまちづくりにつきまして都市戦略として現在まで進めてまいったまちでございます。人口が約5万人というところでございます。

歴史的背景で言いますと、本市は大きく分けますと亀山地区と関地区という2つのまちが平成17年に合併をしたところでありまして、亀山地区は、伊勢亀山藩の城下町でもございますし、東海道の46番目の宿場町でもございました。一方の関地区は、東海道の宿場町として関宿と坂下宿が並んでおるわけでありまして、特に47番目の関宿は、東海道五十三次では唯一、国の重要伝統的建造物群の保存地区に選定をいただいております。ちょうど今、選定後31年目に入ったところでございます。これらの市域全体の拠点を結びつけるものとして、双方に共通する歴史的背景であります東海道に私どもは着目いたしましたところでございます。

今ご説明ございました歴史まちづくり法が平成20年に施行されましたが、当時、この施行後すぐに歴史的風致維持向上計画の策定に着手をいたしました。そして、平成21年1月の第1回目の認定におきまして、当時、金沢市さん、高山市さん、萩市さん、彦根市さんとともに第1号認定を頂戴したところでございます。計画におけます重点区域は、市内に横たわっております東海道、延長が約19.5キロでございますが、これを軸といたしまして、周囲約50メートルを重点区域として設定してまちづくりを進めてまいっております。

4ページ目は、重点区域にはこの市域の東海道全てを含ませたわけでございますが、計画した事業もそれに合わせて全市的に広がっておりますものであります。その組み立てについては、やはり東海道46、47、48番目という3つの宿場それぞれの拠点となる箇所の重点的な整備を行うということ、それからこの3つの宿場をつなぐ街道を整備していこうと、こういう考えを基本としておりまして、拠点から街道へと展開していくイメージを持ちながら、事業を進めてきております。

5ページ目、歴史まちづくりについて、当初の展開イメージでございます。まずは行政が先導的に事業や規制・誘導を実施していく中で、その事業の成果を基礎として、徐々に市民の参画が広がって、それがひいては観光誘客等につながっていくというような展開をイメージしておりました。

6ページ目、具体的な取り組みとその成果でございますが、平成23年の8月に私どもは景観計画を策定いたしました。計画におきましては、重点区域と関連させまして、亀山城下町景観形成推進地区、それから関宿周辺景観形成推進地区、それから百六里庭関宿眺望景観重点地区の3つのエリアの設定を行いました。とりわけ関宿周辺景観形成推進地区関宿の重伝建の地区の周辺を取り囲むように設定をして、伝建地区のバッファーとしての機能を果たさせようと考えたものであります。さらに、眺望景観重点地区におきましては、当市では初めての眺望景観への取り組みでございまして、今後、この延長線上にさまざまな取り組みを

期待しておるところでございます。そのほか、事業を終えました建造物の景観重要建造物指定でありますとか、今の一番左の亀山城の多門櫓を景観重要建造物として指定をいたしましたことと、これは歴まちのプログラムを活用いたしまして江戸時代末期の状態へ復原をさせていただいたものでございます。こういう取り組みの中で、市民の皆さんの景観に関する意識も高まってきておるといふふうにご手応えを感じてございまして、届け出審査の件数も増えてきておりますので、さらにこの質を高めていけますように、住民の景観意識を一層高めてまいりたいというふうにご、今、考えるものであります。

それから、各地域の核となる建造物等の整備でございますが、特に亀山城・亀山宿の周辺地区におきましては、お城、先ほどの多門櫓でありますとか、武家屋敷、そして城下町を一体的に整備していくこととしておるんですが、現在まで順調に事業が進捗してきておるといふふうにご感じております。それから、来年度からは関宿で「関の山車会館」の整備に着手する予定でございまして、3宿それぞれの拠点整備自体はめどが立ってきたものと考えております。今後につきましては、各宿場をつなぎます街道整備へと重点が移っていくことになると考えてございまして、この街道整備につきましては、整備の方向性とともにご地域の方々の合意形成が大変重要でございますので、今後も、これまでの事業成果で得られた市民の皆さんの共感あるいはパートナーシップというものにつなぎまして、さらにこれを反映させていきたいと考えております。

それから、市民との協働の推進でございますが、市民活動自体が非常に盛んになってきております。例えば、文化財を活用する活動なんかで、それまで資料館などとして公開するのみでありました施設等々につきましても、お茶会などの文化活動でありますとか、それから、現代アートのアーティストの皆さん、これ、全国からお越しいただいたり、県内外の皆さんが集結していただいて、こういう町家を活用した、街道全体を活用したアートイベントが開催されてきております。あるいは、子供たちの思い出の場をつくるイベント等、さまざまなものご生まれてきております。とりわけ市民によるまちづくり活動としましては、ちょうど昨年5月の関宿東追分「一之鳥居」の建てかえと合わせて実施されましたお木曳きの行事でございます。これ、20年の一度のお伊勢さんのご遷宮に合わせて、内宮の宇治橋の鳥居を本市は頂戴いたしておるところでありますご、この建てかえの行事につなぎまして、多くの市民の皆さんの参画を得て、非常に歴史的な有意義な時間を共有したということでは印象に残ってございまして。

ここで1つ触れておきたいことなんですが、このように期間を限って重点的に事業を進めてまいっておるところでございますが、申し上げるまでもありませんけれども、人材育成にとって非常に貴重な機会・プログラムであろうというふうにご思っております。本市におきまして数多くの歴史的建造物がまだ残っておりますけれども、これらを行政の力とか専門家だけで保存していくことは到底限界があるというふうにご思っております。そうした中で、市内で活動されておられるヘリテージマネージャーの皆さん、建築家の皆さんや職人の皆さんがNPO組織を立ち上げていただいてございまして、歴史的な建造物の保存・修復に積極的にかかわってきていただいてございまして、今後の財産にしていきたいというふうにご考えております。

それから、先ほどのご説明の中にもございまして歴まちの認定都市間の連携が始まってございまして。これは認定当初は予想していなかったことでもありますけれども、認定市町間のサ

ミットの開催よりまして、目的を同じくする市町のトップが一堂に会することというのは大変意義深いことでございますし、いろんな情報共有がまた実務レベルでも深まってきておることとあります。これらの取り組みで亀山も、第2回の中部のサミットにおいて本市で開催していただきましたが、このときに観光面での連携、それから災害時の相互応援を定めた合意書の締結をいたしましたけれども、こういう取り組みがさらにまた都市間のシナジー、相乗効果につながっていけばというふうに考えております。

さて、これまでの取り組みをまとめさせていただいたものが10ページになります。成果につきましては事業ごとでも申し上げましたが、さっきの5ページのとおり展開しておるんだろうというふうに考えております。市民の共感につきましては、成果指標として、町並み保存に対する満足度を設定しておりましたが、認定時の平成21年から平成26年、大きくこの指標は高まっておりまして、今までの事業の進捗が大きく影響しておると考えてよいと思っております。観光の誘客につきましても、亀山城周辺公開施設の見学者数が認定時の1.5倍にまで伸びてきてございまして、このことも、公開施設が増加したというだけではなくて、市民団体等による施設の活用が影響しておるんだろうと思っております。いずれにいたしましても、当初想定した展開が各段階で活発化している状況は今説明させていただいたとおりではないかと感じてはおりますが、これらが今後、うまく相互の循環が進み出していくように、さらに努力が必要であろうというふうに感じておるところであります。

そこで、今後に向けてですが、少し考え方を述べさせていただきたいと思っております。今申し上げたような循環というものが、さらに盛んなものとなっていくことを私どもとしては志向していきたいと考えております。

まず、事業の継続的な推進が重要であるということとあります。やはり自治体が主体的に動いていくことがさまざまな動きに強い影響を与えてまいりますし、歴史まちづくりの基盤となるべきものというふうに考えております。しかし、各都市自治体はさまざまな課題を抱えておりますので、歴史まちづくりに重点的に取り組んでいくには、その基盤となるべき財政をやはり確保していく必要がございます。ぜひこの基盤となるべき部分への強力なご理解・ご支援をお願いしたいというふうに考えてございます。

次に2点目ですが、これまでの事業等により大きな効果は既に生まれてきておると感じてはおりますが、この成果・効果を定着させて、さらに段階的に高めていくためには、やっぱり時間が必要であろうというふうに思っておるところであります。とりわけ地域で伝統的に行われてまいりました人々の活動は、長らく厳しい時間が続いただけに、その定着にはまだ長い時間を必要とするものでございます。さらに、歴史まちづくりをさらに市民に浸透させて、実際にこれに参画いただくために、今後も継続的な市民への働きかけが必要と考えております。現在、認定は計画期間がおおむね10年に限定されておりますが、当市では認定計画の計画期間、平成20年から29年度であります。できることは進めようという思いで、これ、本当にこの7年間、がむしゃらに進めてまいったところでもありますけれども、その効果を高め、定着をさせて、これを活用していくという展開というものをこの認定の意味づけに含ませていただければありがたいというふうにも思うものであります。例えば認定期間の延長でありますとか、効果を高めていく期間の設定を考え方の中に追加といった視点でございます。

最後に、認定市町間の連携であります。これは大変重要だと感じておりますが、このすぐ



くいい流れの芽生えが始まっておりますので、この広域連携によりまして、歴史まちづくりのこういう都市づくりが、あるいは人づくりが本当に今後の全国各地で特徴を持って展開されることの意味でも、この広域連携は重要であろうと思います。本市の計画期間、現状では平成29年度で第1号認定5市は終わりを迎えるわけではありますが、連携の枠組みが認定期間の終了によって終わってしまうという意味からも、この歴史まちづくりの社会的認知、それから取り組みの進めを高めていくという視点から、ぜひ今後の認定都市間の連携強化、ぜひここに何か一つの仕組みを入れるべきではないかと感じております。

以上のとおり、平成21年の認定を契機といたしました亀山市の歴史まちづくりは、さまざまな好循環を生み出し始めてございます。私自身といたしましても、こうした好循環をさらに発展させて、まさに亀山モデルでこの歴史まちづくりを未来へ、次世代へつなげていきたいと考えておりますので、どうぞ今後とも格別のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

**【委員長】** ありがとうございます。今のお話の中で、平成21年の当初からの取り組みで、町並みの保存に関する満足度が54.7%になったことや施設見学者数が15倍にまで伸びたというお話がありました。また、認定期間の延長の話やサミットなどの結果あるいは成果を踏まえた連携強化の話などが論点の中に入っている内容かと思えます。ご質疑等は高岡市さんのご発表の後に承りたいと思います。それでは、引き続き、高岡市さん、お願いいたします。

**【高岡市】** 富山県高岡市都市創造部次長です。本日、このような機会をいただき、誠にありがとうございます。本来であれば市長からこちらの事例報告をさせていただくところ、本日どうしても都合がつかず、代理での発表となりますこととお許し願います。僭越ながら、代理として小職より高岡市の歴史まちづくりの事例報告をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まずはじめに、高岡市の概要を説明させていただきます。本市は、富山県の県西部に位置する市でございまして、平成17年に旧高岡市と旧福岡町と合併して今の形になってございます。昨年10月でちょうど合併10周年を迎えたところでございます。面積は約210キロ平米で、人口約17万5,000人、富山県の県西部を代表する富山県の第二の都市となっております。右下の写真にございますが、昨年3月、北陸新幹線新高岡駅が開業しまして、本市においても交流人口の増加が見られております。このような好機を生かすべく、特に歴史文化を重視しております本市といたしましては、引き続き、こういった歴史まちづくりの取り組みを進めることで、高岡の個性を磨いて魅力を高め、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識して、誇りと愛着を持てるような歴史都市の実現を目指したいと考えているところでございます。

次は、高岡市の自然でございます。歴史の部分もさることながら、本市にはこういった雨晴海岸ですとか河川とか、あと散居村といった、素敵な自然景観もございます。

次に、本市の歴史的なところですが、古くは奈良時代、市北部の伏木という地区に越中国の国府が置かれまして、そちらに万葉集の歌人で有名な大伴家持が国守として在任・赴任されたところでございます。古くから政治・経済の中心として栄えたまちでございます。また、江戸時代には、1609年、加賀藩2代目藩主の前田利長公によって城下町として開町され

て発展しました。しかし、その5年後に利長公がお亡くなりになり、その翌年、幕府一國一城令が制定されたことによって、高岡城はわずか5年で廃城となってしまいました。しかしながら、その後、武士は金沢に引き上げて、一時的にまちは寂れてしまいましたが、3代目の藩主利常公の商業振興策によって高岡は「商人のまち」として発展して、その後、「加賀藩の台所」と呼ばれるまでになってございます。そして、明治から昭和時代については、江戸時代から続く銅器ですとか漆器といった産業が発展して、また、日本海側でも有数の港で、現在、国際拠点港となっております伏木港、この伏木港の発展とともに、重化学工業ですとか木材、紙パルプなどの産業が、そして戦後においてはアルミ産業等の工業集積が進んで、日本海側有数の産業都市として現在に至っているところでございます。

さて、ここから本市の歴史まちづくり計画について説明させていただきます。まず、計画の策定経緯でございますが、本市では早くから歴史的景観整備に取り組んでおりまして、例えば前田利長公が鋳物師を招いて鋳物の工場を開いた地である「金屋町」という、伝建地区に選定されているところすとか、また、利長公の菩提寺であり、国宝に指定されております瑞龍寺、そこと墓所とを結ぶ参道であった「八丁道」とか、そういったところにおいて、昭和58年頃から歴史性を生かした景観整備がなされてきております。また、後ほどのスライドに出てきますが、平成3年3月には都市景観形成基本計画を策定しておりまして、平成10年3月には高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例という市の条例を制定して、歴史的町並みの保存と近代的景観形成の調和した都市景観整備を進めてまいったところでございます。そういった素地がございまして、平成20年11月に歴史まちづくり法が施行されまして、その翌年がちょうど利長公の高岡開町から400年の記念の開町400年記念イベントがございました。これらを契機として、本市では平成22年の1月から庁内で部会をつくって計画の策定に当たってきておりまして、23年3月には計画を策定し、23年6月に国の認定をいただいたところでございます。

続きまして、本市の歴史まちづくり計画における目指す方向性ということで、まず、高岡市の最上位計画である総合計画においても、こちら記載のとおり、「歴史と文化をたのしむまち」ですとか、「ものづくりの技と情熱をつくり出すにぎわいのまち」といったような2つのテーマが挙がっております。その中で、伝統技術の保存・継承ですとか地場産業の振興、後継者の育成、新たな産業の創造といったものをテーマとして掲げてございます。こうした方針を受け、歴史まちづくり計画の中では、本市は、この資料に記載されている3つのテーマを掲げておりまして、その中で特に「工芸技術」と祭礼・年中行事の「継承と育成」といったところがございまして、工芸技術の継承と育成という点が、特に本市の特徴となっているというふうに考えてございます。

続きまして、この歴史まちづくり計画の中で重点的に取り組む地域として、大きく2つ地域を指定しております。1つは、高岡の中心市街地から旧北陸街道沿いのほうまで伸びている「旧高岡往来地区」と書いてある地区でございます。もう一つが、重要文化財勝興寺というものを中心として港町のほうですね、そちらの「伏木・吉久地区」というところがございます。これらの重点区域の中に6つ歴史的風致を定めております。その歴史的風致について幾つかご紹介させていただきます。

まず1つ目ですが、商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致として「山町筋」というところ、伝建地区になりますが、この山町筋を位置づけております。この山町筋というところに

は、土蔵造りという町並みもございまして、これは明治33年の大火のときに防火を目的として建てられたものでございます。また、高岡の昔のメインストリートに位置する今で言う中心市街地のようなところでございますが、こちらの山町の商人は大変財力があつたことから、外観も内観もそれぞれすごく意匠にすぐれた建物が多くて、平成12年には商人のまちとして国の重伝建に選定されているところでございます。この地区では、この左上の写真にありますとおり、御車山という山車のお祭りが毎年5月1日、御車山祭というものが行われております。この御車山は国の重要有形・無形文化財の両方に指定されております。この有形・無形の両方に登録されているものは全国でも珍しいということで、市民にとって大変自慢のお祭りとなっております。こうした住民の皆さんが守り続けてきた山町筋に代々伝わる御車山祭ですとか土蔵造りの町並みなどが歴史的風致の要素となっております。

また、2つ目は、右側に書いてある「鋳物のまち金屋」ですが、こちらが高岡の鋳物発祥の地で、1611年に利長公が産業を興すために7人の鋳物師を招いて、約2ヘクタールの土地やあらゆる特権、税の免除などを与えて、ここで鋳物の製作を行わせた地でございます。こちらについても町並み保存の意識が非常に強くて、昭和57年頃から、まちづくり推進協議会が発足して、現在でも「さまのこ」と呼ばれる千本格子、入り口のところの格子ですね、こういったところが特徴になっておりまして、こういったものを残していこうと、住民の方が一生懸命、まちづくり憲章等を定めながら町並み保存に努めてきているというところがございます。こちら平成24年12月に全国で初めて鋳物師町として国の重伝建に選定されております。

次のところ、こちらは、北部の「伏木地区」になります。北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致ということでございます。古くから北前船の寄港地として栄えている伏木地区なのですが、こういった和洋折衷の建築などが残されておりまして、例えば銀行ですとか、あとは商工会議所の伏木支所ですとか、そういったところは洋風の土蔵造りの建物になっています。こちらは歴史まちづくり法に基づいて歴史的風致形成建造物に指定し、修繕・保存を図っております。また、伏木曳山祭、こちら毎年5月15日に行われるお祭りで、通称けんか山というふうにも伝えられております。特に夜はこういった形で提灯山になりまして、提灯山をぶつけ合うという港町らしい活気が見られております。あと、資料の右側、こちら「吉久」は、加賀藩最大の米の集散地として栄えた地でございます。豪快な獅子舞が伝えられており、また、こちら「さまのこ」という千本格子が特徴となつて、かつての米商たちの繁栄ぶりがうかがえるような町並みが残っているというところがございます。

続きまして、歴まちの事業について説明させていただきます。これらの歴史的風致を維持・向上するための事業として、ハード・ソフト合わせて全38事業を位置づけており、その幾つかを紹介させていただきます。

まず、こちらが勝興寺という北部地区、伏木の方のお寺の大広間及び式台ほか11棟保存・修理事業でございます。この事業については、これまでに平成の大改修として平成10年から第1期事業として本堂で、平成17年から現在、第2期事業として大広間や式台、屋根工事などを行っております。工事期間が非常に長期に及んでおりますが、この理由としましては、工事の途中で渡り廊下の痕跡が見つかったことから、その復原も追加で行うことになったということもありますが、そもそも、これだけ大規模な保存事業というのは全国でもまれでございます。職人さんの確保がなかなか難しいといったことも挙げられます。私もち

ら、現地を見に行っておりますが、部材一つ一つ忠実に復原する大変細かな作業でございまして、バルセロナのサグラダファミリアみたいな、あのようなすばらしい建築技術の結集であるというふう感じたところでございます。

続きまして、高岡御車山会館建設事業、こちらは先ほど申し上げました5月1日に行う御車山の展示施設でございます。こちらは昨年、平成27年4月にオープンしました。今までは5月1日、その日しか御車山は見られないという状態だったのですが、この施設によって年中見ることができるようになりまして、また、さまざまな体験施設、例えば「太鼓の達人」のお囃子版があったり、そういったものもございまして、子供から大人まで楽しめる施設となっております。また、この御車山を製作する職人の育成、伝統技術の次世代への引き継ぎというような観点から、現在、市民等から浄財金、寄附金を募って、平成の御車山というものを製作しております。その完成したものから順次、館内に展示しているところでございます。

次が、次世代型ものづくり人材育成事業ということで、こちらはもともと伝統工芸産業技術者養成のスクール事業として、基礎デザイン力や工芸技術の取得を目指したものです。平成26年度から、3Dプリンターなども活用して、立体造形技術の取得を目指した3D造形コースも設けております。それに伴って事業名も次世代ものづくり人材育成事業に変更しております。伝統技術と先端技術の融合による新たな人材育成や、新商品・新技術の開発の活性化に結びつけて、伝統工芸産業の高度化を図ることを狙いとしています。これまで約1,000の方が学ばれて、多くが職人さんや伝統工芸作家となっております。近年、 castingメーカーの雇用状況が改善してきているというふう聞いております。

次が、ものづくりデザイン科推進事業、こちらは、国の構造改革特別区域計画「高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区」という特区の認定を受けて、平成18年からスタートしている事業でございます。本市の伝統工芸である漆器・銅器等を中心に、地元のすぐれた産業について体験を通じた学習を行うもので、市内の小・中・特別支援学校全40校で5年生・6年生、中学1年生を対象にもものづくりデザイン科という授業を行っております。近年では、本事業を通してものづくりに興味を持って、新たなものづくり関連産業に就職を志望する方が出てくるなど、後継者育成に結びつき始めていると聞いております。

次が、景観施策との関連ですが、本市は、景観法に基づいて景観形成基本計画等を策定しております。こちら、歴史まちづくりとの関連を持たせながら取り組みを進めているところでございます。

次も関連して屋外広告物の規制ですが、こちら、県のほうで屋外広告物規制条例を定めておりまして、また、北陸新幹線の開業に伴って新たな規制がなされるといったこともございまして、市内を5段階の禁止地域と許可地域という形に分けて、屋外広告物の適正な誘導を図っているところでございます。

次が、歴史まちづくりの効果としまして、1つ目が、まず景観住民協定の締結ということです。まず、歴史まちづくりに向けた住民の活動の広がりとして、この歴史的風致を生かした景観住民協定の締結が挙げられます。国の重要文化財勝興寺、先ほど説明させていただきましたが、その参道には多くのお寺がありまして、毎年1月に親鸞聖人の徳を偲ぶ御満座法要をはじめ、いろいろな歴史的風致を維持されております。こうした背景もあって、勝興寺の参道では歴史的な景観が残っていることから、この町並みを保存するためにまち歩きや

ワークショップなどの取り組みを重ねて、平成26年に住民の間で住民協定が締結されたところでございます。

続きまして、住民、団体の連携を挙げたいと思います。高岡市では、市内の歴史的風致を十分に堪能していただけるよう、市として歩いて回遊できるルートづくりを目指して、高岡ストリート構想というものを策定しております。この写真は、その構想に基づいて、先ほどの金屋町という鋳物師のまちと山町筋という山のまち、その2つを結ぶところを歴史まちづくり事業で修景整備を行ったものでございます。平成27年の春に完工し、このような通りとなっております。こうした行政の取り組みに合わせて、平成26年6月には当該道路沿線地区の住民によってまちづくり協議会が設立されました。これは、通り沿線への休憩所等の設置の検討ですとか、空き家・空き店舗の活用を図って、地域の活性化につなげていくために組織されたものでございます。こうして、通りの整備事業に合わせて地元住民みずからも動き出されており、市としても地元住民の取り組みへの補助により活動を支援しているところでございます。また、そのほかにも、「高岡・ひと・まち・交流会」の発足ということで、今まで独自に観光資源、この瑞龍寺、高岡大仏、山町、金屋町という観光拠点があったんですが、それぞれ活動されていた方々が連携して、市全域を面的に考えていこうという観光まちづくり団体が連携したということもございます。

次が、旧町名の復活ということで、昭和37年、住居表示法の施行により消滅した町名が、平成27年の4月に平米町、袋町の2町で旧町名が復活したものでございます。これは歴史まちづくり計画認定などを契機としまして、平成23年の11月に商工会議所により高岡の旧町名復活を推進する会というものが結成され、商工会議所や地元自治会等を中心に取り組みが進められてきたものでございます。こうした市民の旧町名への関心の高まりを受けまして、平成25年8月から3回にわたって審議会を開催して、その答申をもとに、市では、歴史文化遺産を活かしたまちづくりの一環として、平成25年10月にこの復活の基本方針というものを定めたところでございます。その後、地元の自治会総会の決議等を経て旧町名復活に至ったものでございます。この旧町名の復活によって地域内の交流の活性化などを今後期待しているところでございますが、地元では10年ぶりに獅子舞が復活するなど、既に効果があらわれてきているところでございます。

そして効果の最後として、日本遺産の認定がでございます。昨年、平成27年4月、高岡市は全国初、全18件のうちの1つとして日本遺産に認定されました。これも、こうした歴史まちづくりの取り組みを進めていた成果であると考えているところでございます。

最後に今後の課題です。4つ挙げさせていただいております。

1つ目は、計画後半の事業の推進でございます。計画期前半は、資産の保存・復原など整備ということで、ハード整備を中心に組み立ててまいりましたが、資産を活用することが、今後、保存にもつながると考えており、今後、活用のためのソフト事業、例えば次世代につながる若者の育成ですとか、歴史を語っていかれる語り部を地域全体で守っていくといったような、そういったソフト事業にも力を入れていきたいと考えております。

2つ目は、先ほど亀山市さんの発表にございましたとおり、他都市との連携を強化していきたいと考えております。全国の自治体との交流の機会を積極的に生かして情報交換等を行っていききたいと考えております。さらには、現在の行政界、歴史的には加賀藩前田家ということで、お隣金沢市さんと同じような文化圏と考えておりますが、現在、行政界としては石

川県と富山県と県を挟むようなところにはなっていますが、そういった金沢市さんとの連携も進めていけたらよいなと考えているところでございます。

3つ目は、景観施策との連携、充実・強化でございまして、景観形成重点地区に加えて、その景観の重伝建ですと周辺まで規制が及ばないということもございまして、景観計画の中で重点景観隣接地区を定めるなど、景観形成基準の歴史まちづくりと連携させて充実・強化させていきたいと考えております。

最後に、計画期間以降の取り組みでございまして、歴史文化資産の保存・継承には積極的にこれら資源を活用していく必要があると考えております。そのため、高岡市の持つ歴史文化とものづくりの技術、そしてそれを継承する人などを観光分野等で積極的に活用しつつ、市民一人一人が文化などに親しみ、創造性を育み活動するとともに、新たな価値を創造し、クリエイティブな文化創造都市というものを目指していく必要があるというふうに考えております。

少し長くなりましたが、以上で発表を終わります。清聴ありがとうございました。

**【委員長】** 高岡市さん、どうもありがとうございました。今のお話の中では、屋外広告物のレベル別の規制の話や、景観住民協定の締結の話、また、最後の課題のところでは活用のためのソフトの必要性や歴まちの成果を新たな価値創出につなげていくというような視点が指摘されたかと思います。今の時間が11時5分でございますので、今日、私以外に8人の委員の先生方がいらっしゃるということで、お一人、ご回答も含めて約5分程度という非常に短い時間で恐縮なのでございますけれども、会の運営にご協力賜ればと思っております。

それでは、ご質疑並びにご意見を同時にいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。では、A委員、お願いします。

**【A委員】** 2つのご報告をいただいて、感心しながら伺っておりました。どちらも着々と計画を進めておられるなという印象を受けました。私はいつも行政主導では駄目、住民の意思が大切ということを毎回のようには申し上げているのですが、どうもこの2つの市はかなり住民の方の意識も高めておられるという印象を受けまして、大変立派だなと感服しております。だから特に申し上げることもないのですが、最初に亀山市の市長さんがおっしゃったように、成果を上げていくのには時間がかかるのだなというのはよく分かります。ですから、認定の期間の延長とか新たな枠組みは必要かなという印象を受けました。いずれにしても、両市さんともかなり綿密に計画を実行されて、特に住民の意識が実に高いという印象を受けるところが、私としては、自分のかかわっている地域もこうありたいなと思いつつ伺っていたところでございます。

ただ、1つだけお伺いすると、それでもなお、どういうことが問題や課題としてあるのかということです。先ほどの認定の期間の延長とかは別にしまして、例えば住民とのかかわりの中で、難しい問題があるとしたら、教えていただければと思います。

**【委員長】** では、亀山市さんからよろしく願いいたします。

**【亀山市】** はい。なかなか見えにくい話もありますけれども、問題として今の幾つかある中の1つで象徴的なのが、例えば伝建地区等々で閑宿なんかで空き家等々が少し顕在化してきております。こういう空き家の問題の中でハード的にも町並み保存とかこういうことをやっていくのにさまざまな権利関係でありますとか、今、特措法ができて、これをいかに対処していくかというのは各自治体の大きなテーマなんですけど、こういう問題についてのウルト

ラCがなかなかまだ見えてないということで、かといって、行政が不動産屋さんの役目を担うということもいかがかなと思いますと、やっぱり今日まで長い時間かけて丁寧に地域住民の皆さんと積み上げてきた、こういうことを考えますと、本当にこれまた亀山流の空き家対策というか、重点景観形成エリア等々というものについての手法の工夫がやっぱり必要かなというところは、今後の大きな課題の一つというふうに認識いたしております。

【委員長】 ありがとうございます。では続きまして、高岡市さん、お願いします。

【高岡市】 高岡市も亀山市さんと同様に、やはり空き家の問題、すごく大きな問題として抱えてございます。それと同様に、先ほど住民協定等ございましたが、例えば通りの整備をすることによって、それで住民の方の意識が高まってまちづくり協議会ができるとか、あとは、先ほどの山町筋というところでは、高い建物、マンションのようなものが建ちそうになって、そういった危機感から皆さん守っていこうという機運が生まれたとか、今は新幹線が来ているということで、新幹線に向けて一生懸命頑張っていこうと。やっぱり何かきっかけというものがその場には生じて、皆さんまとまってきているなというところがございます。

あとは、金屋町ということで鋳物のまちとしてあったのですが、そちら、銅器団地が郊外にでき、それによって工場が、今は実際のところは郊外の工業団地に移転しているところから、そこについても人口が減ってしまっているというところで、そういったところも課題と認識しているところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。今のA委員からご指摘ありました住民の意識ですとか、あるいは空き家問題等に関連したご質問、ご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら。じゃあ、B委員、お願いします。

【B委員】 2自治体のご報告ありがとうございました。最初から理想形や完成形とかを思い描きながら、それを共有した形でまちづくりをするということが大切だと感じました。特に亀山市さんの場合は人口規模が5万人ということで、それがやりやすかったというところもあるのかなと感じておりました。それが明快なので、やっぱりそこに向けてどうしたらいいかという、ある期間の中で動きやすさみたいなものもあるのかなというふうに感じました。

一方で、5万人規模と17万という人口規模でいうと、保存しようというエリアとそうでないエリアというのは、当然、市の中でも生まれてくるわけで、そのときの住民の理解度とか、あるいは共感度とか、そういうもの高め方というのは、おそらく該当する地域とそうでない地域では随分と違うのではないかなと思って、その市民意識を高めていくことの難しさがあったらお聞きしたいと思います。それから、この古都保存のあり方検討小委員会では、本日は主にまちづくりのご報告いただきましたけれども、そのまちづくりと自然景観というものをご共存させていくかというのも非常に大きなテーマで、歴史的な建造物を生かしながらのまちづくりというのと、その歴史的な建造物を含むエリア全体等々をどう美しい形で残していくかというのも非常に大きなテーマだと思うんですね。例えば、手つかずの自然と言ってしまえば非常にポジティブなイメージだけれども、放置と言ってしまえば非常にネガティブなイメージで、見る人によってはそれが手つかずの自然に映る人もいれば、放置だというふうに見る人もいるわけで、そのあたりの境界線の難しさというのをこの委員会を通して私は非常に感じるんですね。そのあたり、実際に実践していらして思うことがあったらお聞きしたいと思います。

【委員長】 よろしく願いいたします。どうぞ。

【亀山市】 貴重なご質問だろうと思います。まず、確かに、私ども5万都市というのは非常に機動力があったり、顔の見えるいい関係の規模ではないかなというふうに思っておりまして、そういう意味では非常に一体感が形成しやすいという特徴があったというのはご指摘のとおりだろうと思います。

2点目の、その対象となるエリアの中とそれ以外のエリアとの意識のギャップというのは、これもまた実は政治的にも、あるいは実際の実務上も、確かにございますし、非常に難しいデリケートなものがあります。それはやっぱりさっきの五、六万の都市という、これぐらいの規模の中で非常に丁寧に市民の皆さん、エリア外の皆さんとも対話をしていくような、情報を共有していくような、そういう取り組みについては、やっぱり政治のリーダーシップとか行政の総合計画とか都市政策の中にしっかり、この歴史的風致維持向上計画というのを亀山市の政策のプライオリティーの最上位に近いところへ位置づけて、丁寧にこれを進めてきたというのはあるかと思っています。でも、これは非常に難しい作業というのはご指摘のとおりで、どこもいろいろご苦労されておられるだろうというふうに拝察をいたします。

それから、3点目の自然景観との調和ということで、私どもは、先ほども少し触れさせていただきました関宿から、そのバックにあります鈴鹿山系の山並みとの調和の眺望点を定めて、いわゆる眺望景観のコントロールをしようという取り組みを中に組み込みました。これは一定の成果があったと思いますし、ただ、全域的にそこまでまだ広げてございませんので、課題の一つであろうと思います。

それと、これも実は、亀山はバックの鈴鹿山系、先生ご存じのような鈴鹿山系の山並みを抱えておりまして、私、就任をさせていただいた前後ですが、七、八年前になりますけれども、民間企業によります採掘、採石の計画が持ち上がりました。それは、山並みを崩して石を採掘するというので、自然景観に対する市民の反対の運動、あるいは行政もそういうものに対してノーというのを本当に都市を挙げて、これは都道府県知事も巻き込んで、国の公害等調整委員会で、たぶん全国でも珍しい民間企業さんが採石をする鉱区を禁止する、そういう決定を国においてしていただきました。この取り組みというのは、人口5万都市で約4万ぐらいの署名と、民間企業あるいは行政、ありとあらゆる皆さんの結集でもって、このバックにあります自然景観を守り切ろうという思いでそういう成果につながった一つの事例であります。歴まちとは直接関係ないんですが、そういう取り組みが伝建の歴史まちづくり、それからご指摘のような自然景観とのハーモニーというか、そういうものに対して住民あるいはみんなの意識が非常に高いという部分というのはこれからも大事にしていきたいというふうに考えております。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。高岡市さん、お願いします。

【高岡市】 まず、市民意識を高めることの難しさという点については、先生ご指摘のとおりでございます。やはり特に都心部のところではいろいろな方がいらっしゃいますので、こういったことに対して、「なぜやるんだ」というような方が多数いらっしゃることも事実でございます。こういった歴史的風致を守っていくということが、自治体からすると、単に何かそれをやったことによって収入が得られるとか、そういうわけではないので、そもそもこれをやること自体がすごく価値があることだということは、やはり全国的な雰囲気づくりといった、そういったものは必要なのかなと感じているところでございます。我々としては、景観住民協定という形ですとか、あとは地区指定という形とか、いろいろなパターンを持ってお



りまして、一番柔らかなやり方が住民協定ということで、皆さん合意された方が協定を結んで一緒に守っていきましょと。それがもうちょっと面的に広がれば地区指定ということでその地区全体を市が指定するといったような、いろんなアプローチでそういった地区を保存するような活動をしているところでございます。

あと、自然の景観の件に関しましては、市の北部のほうに二上山というところがございまして、そちらは国定公園に指定されておまして、また、風致地区にも指定されておりますので、そちらは保存が図られているのですが、それ以外、特に民有地の部分につきましてはなかなか行政としても手が入られないということで、ちょっと荒れてしまっているようなところもあるというところでございます。

あと、自然と歴史風致の調和というところで、国宝の瑞龍寺というところから視点場として立山連峰がすごくきれいに見える眺望点がございまして。その参道沿いにずっと見えるところなのですが、その見える途中のところでマンション、ちょっと高いものが建ちそうになったというところについては、少し高さを抑えていただくとか、そういったものを地元の取り組みと一緒に進めることで保存を守ったというようなこともございまして。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ではC委員、お願いします。

**【C委員】** 私もこういうことに長いことかかわってきたので、感じることを述べさせていただきます。

1つは、この法律ももうすぐ10年になりますし、認定された計画も10年になるということで、先ほど亀山市さんからもあったように、今後どういうふうが続いていくかということだと思います。続々と次の認定のサイクルに入っていく、そういう希望が出てくるということですね。私も実感として、歴史的なまちづくりや景観の問題は、やっぱり実質的に効果があらわれるのは10年では短いし、20年ぐらいかかるかなという感じがするんですね。しかし、じゃあどうしたらいいかということですけど、1つは、10年の中で、今日のお話にもあったように、ちゃんとレビューをして、その実績をきちんと蓄積していくと。それはおそらく、次にいろんなことをやるときの情報のストックとしてもすごく大きなものになるんじゃないかと思うんですね。そういう10年ごとのレビューみたいなのがわりときちんとした仕組み化されるといいなと思うんですね。

それと同時に、もう一つ、この歴まち法の効果としては、先ほどもありましたけど、文化財の部局と都市計画の部局と一緒に仕事したことだと思います。歴史まちづくり課ができた、市長セクションが動いたり、そういう協働ができたというのは非常に大きいです。ただ、10年もたつと担当者もかわっているはずですから、その意味で、10年のところできちんともう一回そのときの論理を組み立てるということは、部局の中のトレーニングといいますか、人材育成というか、そこにもすごくきくんじゃないかなと思います。もうすぐ10年ということなので、まず10年のところでの次のステップの戦略を今考えないといけないんじゃないかと思います。

それからもう一つ、先ほどの空き家とかの活用のハードが徐々にできていて、次をどういうふうを活用していくかということなんですけれども、おそらく一つ大きな問題は、いろんなものに活用しようとする、建築基準法だとか消防法だとか環境法とか、いろんなところがひっかかると。これに関しては、今、さまざまな形で条例で対応できることになっている

けれども、なかなかそれはハードルが高いので進んでないわけですね。ですから、そのような問題に対しては、活用に対応するようなサポートの仕組みというのが必要なんじゃないかと思います。それは行政的にも必要だし、民間的にいうと、建築士会のようなところで熱心に動いている団体がヘリテージマネージャーになったりさまざまな取組をしているところがあるので、特に県レベルの建築士会、そういうところとうまくタイアップして、こうした活用、それから適用除外に関する制度をサポートしていくようなことがここにうまく付随すると非常にいいんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、その意味でのソフトをこれから改善してほしいなと思います。

それからもう一つ。しかし、ハードも建造物がなくなっていくので、何とか守っていくということではこれから先も必要なわけですが、なかなか国としてもそこだけにお金をずっと入れ続けることは難しいということがあるわけですね。それで、先ほどの事務局の説明の中にありましたけれども、まちづくりファンド的なものをうまく活用するというのはあるんじゃないかなと思っているんですね。現実的に今、MINTO機構のまちづくりファンドのことが紹介されて、私、その運営委員長をやっているのでよく知っているんですけども、実はこの数年、すごくおもしろい状況の変化がありました。これはどういう仕組みかというと、市やその外郭団体が基金を持っていたら、その基金に対してNPOが国交省のお金を入れて基金の中に積み増すことによってサポートしてあげるという仕組みなんです。最近のふるさと納税の話で、それをちゃんと基金化することになると、意外とその基金が大きくなるというのがこの一、二年の非常に大きな傾向なんですね。それともう一つ、クラウドファンディングにもサポートするということができるようになったので、その意味で、いろんな人の、いろんな外の人、市民だけじゃなくて外の人をサポートであるまちを応援すると。そこにまちづくりファンドに間接的にサポートするようなことができるようになってくる、広がってきているので、これがうまく進むと、単に今の法律の枠の中だけじゃなくて、いろんなことがやれるんじゃないかと思うので、これはもう少しうまく宣伝していただけるといいかなと思います。

もう一つ、2つの市とも広域連携のお話をされて、これは非常に重要だと思うんです。今までの広域連携は、ある種、地域的に近いところの広域連携の話しかなかったんですけど、これは選択的な広域連携ですよ。テーマ別というか、非常に新しい形の広域連携です。こういう広域連携はいろんなテーマであり得ると思うんですけど、国がきちんとした形で認定したということで、非常に理屈を立てやすくなったわけですよ。今までそういう形で選別するというのはなかなか難しかったわけですが、そういう意味で、新しい広域連携が例えば観光の問題や何かにごくうまくつながっていくので、そういう可能性みたいなところをもうちょっと広くアピールしてあげると、これはそれぞれの都市にとっても、小さな都市にとっても、周りのさまざまな大きな都市と一緒にやれることによって、小さな都市が自分たちだけでは何かアピールできないものをうまくアピールできるというようなことにつながるかなと思って、これも新しい可能性じゃないかなと思います。以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。具体的な実績を評価するレビューの方式、また、体制の問題、さらには、活用に対するサポート。先ほど認定市町村の会議が開かれているということでもございましたけれども、そういうようなものも通じて、ヘリテージマネージャー等さまざまな取り組みについて、もっと国のほうも含めたサポートが必要というお話かと思います。

また、まちづくりファンドですとかクラウドファンディングにつきましては、昨年まで行われていたモデル事業の中でも幾つか取り組みがあったかと思えますけれども、それを発展させたお話としてふるさと納税という切り口によって発展性があるというお話、非常に大きなことかと思えます。また、地域的に近いところで今まではサミット等行われてきたものに対しての広域連携のお話。実は私も「線的な」と言っている佐渡島等で金の道サミットというのに携わっておりますが、街道筋に歴史的なまちなみは残っているけれども、まち全体として歴まちに取り組むことはなかなかハードルが高いというお話もありまして、新たな広域連携の一つの方策ということでご示唆いただきました。今、C委員のお話は取りまとめに近い、非常に専門的なお話でしたがそれに関連して、D委員、お願いいたします。

【D委員】 C委員のご質問に便乗して恐縮なんですけど、2つの市にご丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。非常によく分かりました。ただ、すごく市民と行政が頑張っているんですけど、ちょっと見えなかったのが、民間企業をどういうふうに活用されているのか、という今日の論点にもあることです。そこにぜひもっと民間企業を活用してほしいなと思います。空き家の問題も、もっと民間の力をうまく、例えば空き家バンクという入り口だけご用意することによって後ろを回せていけるので、そういうことを既にされているかもしれませんが、そういったこともあるんじゃないかと思いました。

それから2点目は、やはりもうちょっと資金を、税金を使っていますとやっぱり続かなくなる。民間の資金をもっと使っていただきたいなという。何かそういうことに対しても今既に取り組まれていることがあればということで、民間の企業、特に地元企業をうまく引き出していくようなことにも関連して、何かされているかということをお聞かせいただけたらと思います。

【委員長】 じゃ、亀山市さん、お願いいたします。

【亀山市】 今日、少し説明の中で触れさせていただく機会がなかったんですが、まさに今、先生おっしゃっていただくように、今、この歴まちで認定しました街道筋、東海道を舞台に、地元の商工会議所さんの施策として街道観光というものを高らかに掲げいただきまして、街道観光と、当然、訪れていただく皆さんがここで飲食とかサービスをとるというビジネスにもつなげようという意向で少し連動いただいてまいりました。最近では、B-1グランプリなんかの亀山みそ焼きうどんでありますとか、ぐるなびさんが3年前にラーメンのグランプリで、これも商工会議所さんが実は非常に大きな役割を果たしていただいて、亀山ラーメンって豚骨みそというのは非常に珍しいんですが、グランプリを獲得いたしました。そういうものをうまくこの歴まちの取り組みに合わせながら、地域経済とか情報発信につなげようという動きが近年高まってきておりますので、当然これは今後も連携しながらいきたいと思っております。

あと、亀山は非常にいろんな製造業さんが立地をいただいております。立地いただいた、当然ビジネスでお越しいただくんですが、宿泊とか、あるいは、あわせてできる限り関宿とかこういうところと、お茶が特産でございますので、こういうものをあわせたようなPR活動にも事業者さんもお理解・ご協力いただいて、今現在、回しておるところであります。

ありがとうございます。

【委員長】 じゃ、高岡市さん、お願いします。

【高岡市】 民間事業者とどう連携しているかという点につきまして、1つ、中心市街地活性化

法でTMOとしていただいたような、そういったまちづくり会社みたいところがエリアについて、歴史的資産価値のあるような空き家の活用方法について考えたり、地元の若い世代の建築家の方とかそういった方を集めてワークショップをやったりとか、そういった動きはございます。ほかにも、特にNPOでも民間事業者でも、そういった確定した法人格を持っているものではないのですが、高岡まちっこプロジェクトというものがございまして、地元の不動産鑑定士の方ですとか建築家の方ですとか、あとは富山大学の芸術文化学部がこの高岡市にあるのですが、そちらの学生やOBの方とか、そういった方々が集まって、まち歩きとかそういう企画をされたりして空き家の活用等に取り組まれているというような事例もございます。さらには、ものづくりが有名ですので、産業と観光をセット、産業・観光というアピールをしていったり、あと、そういったものとクラフト、一番は銅器とかそういったものが有名ですので、そういったものと先ほどの金屋の鋳物師のまち、鋳物のまちのところなのですが、そこでクラフトを展示しながら販売するというような、そういうイベントを起こしたり、そういった民間の方々の協力を得ながら、いろいろとまちの活性化とかそういったところにつながるような活動を展開しているところでございます。

**【委員長】** ありがとうございます。それでは、E委員、お願いいたします。

**【E委員】** それでは、私もC委員やD委員に便乗させていただいて、少し教えていただきたいと思いますが、やっぱり結局はお金のお話ということになるわけで、何事にもお金がかかるわけでございます。C委員やD委員がおっしゃいましたように、民間資金の活用、大変結構だと思いますし、それから、ふるさと納税などによりみずから財源を見つけていく、これはとても大事なことだと思いますが、逆に言いますと、それで済みますと実は歴まち法の仕組みは要らないということになるはずで、実はこの歴まち法というのは、要するに国が認定をして、そして国が役割を果たして補助金を出していくという、それが基本の仕組みであります。そうしたときに、今後、国としては一体どういう役割を歴史的まちづくりの中で果たしていくんだらうか。先ほど両方の自治体さんから大変お仕事が進んでおられるというお話がありました。例えばこれからの10年、国としては亀山市さんあるいは高岡市さんに対して一体何ができるのか、あるいは何をすべきなのかという、そういう問題だらうと思います。先ほどお金の話と言いましたが、補助金、交付金のお話にしても、確かにいろんなメニューが豊富にあるんですね。これ、豊富にメニューがあるということは大変結構なことなんです。逆に言うと、悪く言うと、ちまちまといろんなものがいっぱいあるということです。これは国の補助金一般に言われる話ですけれども、自治体の側から見ると使いにくいことがあったりしますが、ここの分野での補助金・交付金もそういう側面がありはしないかということをご心配しております。そのあたりの点を含めて、今後の、例えば亀山市さんあるいは高岡市さんというような先進的な自治体に対して、国は一体どういう援助をできるのかということについて少し教えていただければと思います。

**【委員長】** 亀山市さん、お願いします。

**【亀山市】** はい。お金の話だけでもないんですけども、確かに財政、これは国も地方も厳しい時代でありますので、そういう中であって平成20年に歴史まちづくりを国家として法体系の中に位置づけていこうと。それをそれぞれもう一方で既に都市計画とか景観行政でありますとか、こういうものを地方分権でそれぞれの都市に合った形で前へ進めていこうと。これがうまくかみ合うような状態をつくっていくことが、この日本であったり、それぞれの地

域社会が抱えるんだらうと思いますときに、やっぱり国家としてやっていただくというのはもう法律ができておりますので、この中で国も地方も歴史的まちづくりの価値とか意義とか、これをしっかり共通認識の中で前に進めていく、その体制が、コンセンサスが大変重要だらうと思っております。その中には当然、ご指摘の財源の問題が、これをどのように分担するか。あるいは、この法体系でいきますと、先ほどちょっと説明で触れました、私どもは平成20年度、21年の1月の第1号認定でございますので、金沢市さんや高山市さんや萩市さんと同様にこの5市は平成29年度でこのプログラムは10年間で期限が参ります。そういう意味で、ぜひこの期限を少し——少しというか、先ほどC委員の20年ぐらいのスパンが一定のという、いろいろご議論あろうかと思いますが、この期間を少し長いスパンにさせていただくことで、もう少し長い視点で次の段階へ展開できたり、広域の連携が強化できたり、人材の育成が進んだりということにつながるかなというふうに感じさせていただいております。よろしくまたご支援をお願いいたします。

**【委員長】** じゃあ、高岡市さん、お願いいたします。

**【高岡市】** 予算的なものはやはり地方も国も厳しい中で、今後、特にソフト面が重要になってくるというところについて、ご配慮いただければなというふうに考えております。特にハード整備をやってしまうと、なかなかその後、今、社交金とかでやっておりますとC事業（効果促進事業）というところも立てられなくなってくる部分もございますので、やはり継続性が必要という観点で、あとは国と地方の役割分担というところもございますので、国が少し支援していただける部分と、地方がしっかり頑張らなければいけない部分、そういったところをきちんと分けていくのが大事なのかなと感じております。特に、先ほど亀山市長さんからお話あったとおり、法体系にこれが位置づけられたことは、すごく大きなことだと思っております。今後それを、全国的にこれが大事だという機運づくりというところは、まさに国のほうで主導していただけたらなと考えているところでございます。さらに、県境を越えるような連携というところは、なかなか1つの市、自治体では難しい部分もございますので、そういったところについても少しご配慮いただけると大変助かりますというところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。私「投資」というふうに思っているんですね。やはり今まで補助金とか支援とかというと、だめでなかなか難しいところにお金を国があげるような、それに対して県や市町村も相応の負担をしてくださいというのが補助金だったと思います。しかし今は、インバウンドの話があって、そのあたりを支えているのがまさに地方都市で、やはり全国にこういうものが波及してこそその日本だと思っておりますので、その辺、先ほどC委員がおっしゃられたような今までの実績をどういうふうに評価して、さらに追加というか、続けられるところとそうではないところと、その辺のレビューの仕方というあたりもあるのかなと思います。それではF委員、お願いします。

**【F委員】** これまでの委員の質問等に重複するかもしれませんが、お許しただけたらと思っております。鎌倉市の場合、C委員にお世話になって、先ほど事務局からの説明がありましたように、歴史的風致維持向上計画の策定がこの1月にできました。それ以前は世界遺産に挑戦しましたが、残念ながら見送りせざるを得ませんでした。1つは市民の意識の問題、これは高山市さんや高岡市さんとは、鎌倉市民の意見はちょっと違うのかもしれませんが、先ほど高山

市さんがおっしゃった歴史的まちづくりの意義、価値をどう市民の方に知らしめるのかというところ、これはもちろん歴史的風致維持向上計画だけではなくて、この審議会のメインになる歴史的風土の保存についても通じると思うのですが、今日報告していただいた2市の進め方は成功していると思います。鎌倉の場合は、今まで景観計画なりいろいろなまちづくりの計画を策定していますが、その中で商工業者や住民との意見がどうしても、対立とは言えませんが、なかなか溝を埋めることができなかつたという事例があります。一つは、規制をされるのではないかという思いが強いこと、もう一つは、住民からすれば、これ以上人が増えるのはいかがかということ。今、鎌倉では年間2,300万人の観光客が訪れています。人が増えると、交通問題やごみが増えてしまうといった住民の意見も出ています。計画を策定する中でご苦労されたと思いますが、説明をお聞きすると利害が対立しがちな住民と商工業者がうまく協調できているように感じますが、その点、何か誘導する仕掛けなり仕組みを考えられたのか、もう一度お聞きしたいと思います。鎌倉でも参考になるのではないかと考えています。いかがでしょうか。

【委員長】 それでは、亀山市さん、お願いします。

【亀山市】 先ほどもありましたが、コンセンサスをいかにとっていくか、あるいはその対象エリアとそれ以外のここの理解のギャップをどう埋めていくかというのは非常に重要なところなんです。私どもも今思いますと、この歴まちの認定以降の7年の前段に、先ほどの関宿は昭和59年に重伝建の選定をさせていただいて約30年の歴史がございました。当時の町長さんの大きなご英断でこれが始まったんですが、当初はなぜそういう町並み保存を地域として協力しなくてはならないのかと。個人の財産に規制をかけていくわけですから、それに対してなかなかコンセンサスがとれずに苦労してきた時代を10年、20年、30年と積み上げて、長い時間の中でそういうものに対する価値とか共感が増えて、たぶん鎌倉市さんももう長い歴史がおありですから、同じようなことを経験しながら我々も来たんですが、やっぱり時間の中でそういうものに対して理解が深まってという土壌がありましたものですから、全体の歴まちのこの7年、8年という短期間の中で、五、六万という小さいまちということもありますけど、全体としての一体化に対する、あるいはこの取り組みに対する全市民的な緩やかな理解の中で展開できたというふうに考えております。

【委員長】 ありがとうございます。高岡市さん、お願いします。

【高岡市】 やはり先生ご指摘のとおり、規制というところに対する住民の理解を求めるところがなかなか難しいというところがございます。うまく市民の意識の醸成をしたものというのは、当たり前今まであったものが、新しい何か高い建物が建ってしまうとか、そういったものに破壊されるというような、当たり前にあったものが破壊されるといった脅威であるとかそういったところで住民が一致団結して守っていこうという醸成が生まれてきたことがまず1つ挙げられます。もう一つが、新しく道路整備をして、市としてもそこを活性化していきますよというような意思表示と、一緒になってやっていきたいと思いますよというような、そういったものが今まで多いのかなと。やはり景観行政を含めて規制という少しネガティブなイメージがある、この規制というものをできるだけ、先ほどのこういったものを残していくのが大事だということでポジティブなほうに転換していくということが今後必要なのかなということで、やはり保存から活用していくということで、活用して活性化していった、よりよいものができていく、よいものを残していくことがさらに生活をよくしていくというような、

そういったメッセージを発信していくことなどが大事なのかなというのが、最近、空き家を活用しているような若い人たちがそういったまちづくりをやっているところでは、積極的に外観を残しつつも中はいろいろ新しいものに変えていくとか、そういったことで活用と保存が図られておりますので、今後、そういったポジティブな方面の転換というのが必要なのではないかと感じております。

以上です。

**【委員長】** それでは、関連があるかなと思いますので、G委員、お願いいたします。

**【G委員】** さっき委員長がおっしゃっていた投資という言葉が結構気になって、投資をすればリターンが求められる。そのリターンってどうやって評価すればいいのかなというのが分かりにくい気がします。中心市街地だと、来客数や売上げがこんなに上がっているから投資効果がある。しかし、一般住宅地や歴史的な伝建地区のようなところだと、どう説明すればいいか。先ほども来客数が増えるとうるさいって思われる住民の方がいたりする一方で、まちを守っていくという観点から考えれば投資はしないといけない。この分かりやすい評価がないと、一般市民全体で理解していただくというのが難しいと思うので、そのあたりをどうつくっていくのかということが大事な気がしました。

あとは、例えば今日の資料の最初のところで、歴史的維持風致向上計画の認定状況ということで、市町村が結構たくさんご関心がある状況になってきていましたよね。そうすると、補助の配分等でも、これから先、大変になってくると思います。ただ、やりたいと思われるところはたくさんそういう地区が出てくるところはいいと思いますから、補助が入らなくても歴史的な町並みというのを維持するために、どうやってそこに住むことや不動産を持つことを高く評価されるような状況にしていくのか。つまり、持つことのメリットというのをどうやって評価できるかというようなことが大事な気がします。回答はそう簡単ではないと思うんですけど、今日、私を感じたところです。以上です。

**【委員長】** これは事務局のほうで少しその辺の感触を。いかがでございますでしょうか。結論的な話ではなくて、今後の論点としてお答えいただけますか。

**【事務局】** 直接的な答えはまだ持ち合わせておりませんが、まず、投資のリターンの評価ということについては、1つは、やっぱり観光ということが重要なのかなという気はしています。確かに一般住宅地まで含めると、逆に外部不経済的な部分も出てくるとは思いますけど、空き家の活用とかも含めて、やっぱり人が来るということが活用面でも有効なのかなという、個人的にはそういう思いがしています。ただ、評価については観光客数のような定量的なものだけでなく、住民の意識のような定性的なものもあるので、そういう指標も含めてもう少し我々も考えていかなきゃいけないと思っています。

あと、補助の配分みたいな話は、確かにご指摘のように、認定都市がどんどん増えていけば、予算的には厳しくなろうかと思えます。ただ、今日お越しの亀山市さんのように、1回目から次のステップに行かれる方と、まず1回目、スタートからやられる方とでは、ちょっとお金の使い方も変わってくるかなとは思っています。

ご指摘いただいた住むことのメリットについては、歴史まちづくりの成果や意義をきちんと我々も整理してアピールしていくということが重要だと思っていますし、民間の力の活用も含めて取り組んでいければなというふうには思っております。

**【委員長】** ありがとうございます。たぶん来街者とか単純に観光客数ということだけではな

くて、やはり都市としてのサステナビリティがどういうふうに確保されているかということでは、古都保存の話とも通ずる話なのかなと思っておりますので、引き続き次回以降もその辺はぜひとも研究者の方々にご支援していただきたいところもありますので、よろしくお願ひします。

それでは、お待たせいたしました、H委員、お願いいたします。

**【H委員】** 歴史まちづくりということでしっかり枠組みができて、何をどういうふうにして、活用していくかというものを進めていくというのが大前提なんですけど、最近、京都市の担当者と話した課題について、2点ほどお話させていただきます。

一つは、今申し上げた、はっきりと対象が分かっている、住民とかそれにかかわる人たちが明確なときはいろんな対応策ができると思うんですけども、例えば歴史まちづくりで非常に大事な要素である町家や大きな樹木については、相続で急に売らないといけなとか切らないといけなという緊急時に、どのような対応ができるかというのが非常に難しいです。それをいかに早く察知して対策するかがとても大事ですが、緊急事態が起こってしまうと、それを解決する策がないので、普通のときに、どこに何があって、その持ち主や関係者がどういう状況にあるのかというのを総合的に把握しておくというのがとても大事です。何か起こったときに、それを資金面や行政の仕組みの中でうまく解決できるようないろんなアイデアなり、何か可能性を具体的に蓄積していくことがこれからとても大事かなと思います。そういうところがとても不足しているということで、京都市の場合は、町家が最近になってとても価値があると認識されていますが、不動産業者や建築士会の方が、すぐに何か売るとか何か問題を抱えているというのを察知した時点で情報を共有化して、何らかの形で買い取るような仕組みをつくらうと動き出したというのがあります。それから、京都市では、左京区とか地域にある行政組織には、直接的にはこういう法律や仕組みにかかわってないけれども、地域の事情をよく知っている職員やまちづくりアドバイザーがいるので、そういう人たちの中でも工夫をしながら情報をうまく察知して、ネットワークで共有することがこれから大事かなというのが1つ。

もう一つは、建物の話はすごく土台に上がりやすいんですけども、樹木に対しての専門性を持った方が、例えば京都市だと景観政策課におられなくて、せつかく例えば景観重要樹木などの仕組みがあるけれども、京都市の場合、1本も指定されてない状況です。それはどうしてかって聞きましたら、樹木を景観政策の中で扱う専門家の方がおられないこと、建物には経済的な支援があるんだけど、樹木については全然ないので、特に個人で樹木を管理されている方にはほとんどメリットがない上に、ちょっと規制がかかるだけということがあるそうです。それでは、まずは京都市が持っている緑を率先してそういうのに位置づけたらどうかという話もありましたが、緑の政策をやっているのは景観の部局とは全然部局が違って、街路樹や都市公園をやっているところで、それぞれが持っている仕組みがあるんですね。例えば緑政課みたいなところは保存樹木を担当していたり、「区民誇りの木」の担当部署は景観のところとうまく結びついていないという現実があったり、緑の中でも軒下の緑は、実はいろんな法制度からもちょうどみんなオーバーラップをして、どこが責任を持って、どううまく生かすかということが難しいというところがあります。なので、仕組みの中では文化財と都市計画とか景観プラス、やっぱり緑の政策をやっているところといかにうまく連携して、眺望景観のこともそうかもしれないですけども、本当に自然の要素だとか緑の部



分というのを一体的に生かしていくような形をどうしたらとれるかなというところが課題で挙がりました。

もし2つの市でそういう観点から何か参考になることとかがお聞きできれば幸いです。

【委員長】 いかがでしょうか。

【亀山市】 都市のサステナビリティの中で、この歴史文化という部分と自然環境という部分、廃棄物も含めて環境という部分と、それから経済という、このバランスを本当に大事にしていきたいと思っております。その中でも、今、先生ご指摘の、先ほどもございましたが、緑との調和、やっぱり都市のまちづくり上あるいはヒューマンウエアのクオリティ・オブ・ライフ上も大事にしていきたいと思うんですが、今ご指摘のような緑に関するエキスパートは、例えば私どもの小さいまち、三重県さんもそうかわかりませんが、造園とか緑化に関するエキスパートが人材的に不足しておるのが現実であり、そういう部分というのは、今後の、これまた何か国も応援いただくとか力強いかなと思いますが、そういうところが大事なテーマであろうというふうに認識をいたしております。

【委員長】 高岡市さん、お願いします。

【高岡市】 高岡市につきましては、景観指定樹木としての保存はないんですけれども、高岡市の緑化条例に基づいた保存樹木というものはしているところでございます。ちょうどこれを発表する機会に、今、都市創造部というところで公園系の花と緑の課というところがございまして、そこでも話をして、今後、こういうところをきちんと検討していかなければいけないねということを議論していたので、我々としても何かそういうところは検討していきたいなと考えているところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどのH委員がおっしゃられた緊急時というか、そういうときの対応という話では、2年前にモデル事業でやられていた静岡県へのリテージマネージャーの方々は、防災時にも役に立つけれども、日ごろからお一人とかお年寄りでお住まいのお宅の方と防災時ということもあわせて見守りを行っていて、相続とか取り壊しが出そうとか、そういうことも含めてわりと早めに相談に乗っているというような事例が報告されていたと思います。

また、景観重要樹木につきましては、たぶん歴まち法だけでなく景観法そのものの問題として取り扱うべきだと思います。全然レベルがも地域も異なって恐縮ですが、昨日たまたま新宿区の緑の審議会がありまして、昭和48年に保護樹木に認定したものが四十数年たってもずっと生き長らえている木が1,500本ぐらいあったということで、それはぜひとも表彰とかするべきじゃないかという話がありました。新宿区の場合は、基本的には保護樹木の補助金だけではなくて保険や、落葉の処理、樹木医診断の費用など、さまざまところで支援しているところが、新宿のような開発圧力の高いところでも何とか生き長らえてきたのかなと思っていますので、そういうところも参考に、今後とも景観法の中でもご審議いただきたいと思っています。

【H委員】 何か、建物を扱うのと樹木を扱うのが全然違う。樹木は、物のようにちょっと修繕すればいいというものじゃないので、いずれは枯れてなるけれども、次に植え継いで、そういう人との見えないかわりみたいなものまで考えて評価していくなど、景観としての樹木の捉え方をもうちょっと考えるといいのかなという意見もありました。以上です。

【委員長】 事務局はいかがでございませうか。何か景観重要樹木についてありましたら。

【事務局】 全国的には、景観重要樹木はそれなりに指定されております。ただ、おっしゃっていたように、それで国から何かメリットがあるかという部分は実はあまりありません。特別緑地保全地区のように少しまとまれば税の特例とか予算的な措置ではありますけれども、樹木单体については、むしろ自治体で対応していただく事務かなとは思っております。委員長がおっしゃったように結構きめ細かくやっている自治体も非常に多いので、そういうところも参考にしてもらいながら、我々のほうはそういうのをいろんなところで、こういう対応をしていますよというのをPRしていくのかなと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。そのほか何か特にとすることはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議論、C委員にはまとめていただきましてありがとうございます。もう時間も来ておりますので、特に取りまとめはしませんが、次回、3月11日にございますので、引き続きその辺の議論をさせていただければと思っております。

それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 ご議論ありがとうございました。今、委員長からもお話ございましたけど、次回、第4回の小委員会の開催につきましては、3月11日（金曜日）に国土交通省において開催いたしますので、よろしく願いいたします。なお、本日の資料につきましては、机の上にそのまま置いておいていただければ、後日、こちらから郵送させていただきます。

それでは、以上をもちまして第3回の小委員会を閉会いたします。本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —